

2026年7月6日

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6  
株式会社 大光銀行  
取締役頭取 川合 昌一

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当行は、2026年6月23日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1.	処分株式の種類及び数	普通株式 15,251株
2.	処分に伴う払込みに関する事項	当行の取締役の報酬等として当行の普通株式を処分するものであり、当行の普通株式と引換えにする金銭の払込み又は会社法第199条第1項第3号の財産の給付を要しないこととする。
3.	割当日	2026年7月22日
4.	割当先	当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名 15,251株

以上